



行政文書一部公開処分に関する審査請求の答申の受理について

当機構が令和5年6月30日付けで受けた行政文書公開請求に対し、同年8月29日付けで行った行政文書一部公開決定について、処分の取消しを求める審査請求が行われ、神奈川県情報公開審査会に諮問していたところ、同審査会より別紙のとおり、令和6年10月29日付けで答申(以下「答申」という。)を受けましたので、お知らせします。

1 審査請求に係る事案

当機構が作成したこども医療センター「院内調査結果報告書」と題する行政文書(以下「調査報告書」という。)に含まれる情報の一部が、神奈川県情報公開条例(以下「条例」という。)第5条第5号に規定する事務等に関する情報に該当することを理由として行った令和5年8月29日付け行政文書一部公開決定処分(以下「本件処分」という。)

2 審査会の結論(答申「1 審査会の結論」のとおり)

実施機関である地方独立行政法人神奈川県立病院機構は、令和5年8月29日付け行政文書一部公開決定を取り消し、改めて諾否決定を行うべきである。

3 経過

- 令和5年6月30日 審査請求人が神奈川県知事に対し、当機構が県に令和5年に提出した調査報告書の全文について行政文書公開請求。
- 8月8日 県は、調査報告書が当機構で作成されたものであることを理由として、当機構に対して事案を移送。
- 8月29日 当機構は、調査報告書の公表に向けて公開範囲について患者遺族の意向確認中であったため、条例第5条第5号の規定に基づき、公表という事務の適正な遂行に支障が及ぶものと判断し、目次部分等、処分の時点で患者遺族の意向が確認済であった部分を除き非公開とする一部公開決定を行った。
- 9月7日 こども医療センターが医療事故について記者会見し、患者遺族の意向確認済みの調査報告書を公表した。
- 9月8日 審査請求人が行政不服審査法の規定に基づき、本件処分の取消を求める審査請求を行った。

11月24日 当機構は、審査請求を受けて県情報公開審査会に諮問した。
令和6年10月29日 当機構は、県情報公開審査会からの答申を受理した。

4 答申における審査会の判断の要旨(詳細は、答申「5 審査会の判断理由」参照)

(1) 諾否決定手続きについて

・処分通知書に、本件処分の内容である行政文書の名称及び非公開とした部分を記載しなかったことは、請求者に対して行政処分の内容を示すことなく行政処分を行ったに等しいことから、諾否決定は不適法なものとされた。

・処分通知書に本件非公開情報ごとに非公開事由に該当すると判断した具体的な理由の記載が求められるところ、包括的かつ単なる条文の引用にとどまるものとなっていた。

・よって本件処分については取り消したうえで改めて諾否決定を行うべきである。

(2) 改めて諾否決定を行うに当たっての留意点について

・条例第5条第5号により非公開とされた総括や再発防止策等は、公開しても患者遺族との信頼関係を損なうとは認め難い情報であることから、非公開情報に該当しない。

・よって本件処分における非公開理由は妥当性を欠くものといわざるを得ないことから、実施機関は、条例第5条各号が定める非公開情報該当性について改めて精査の上で諾否決定をすべきである。

5 今後の対応

答申に基づき裁決を行うこととし、行政文書一部公開決定を取り消し、改めて諾否決定を行う予定である。

(問合せ先)

地方独立行政法人 神奈川県立病院機構
内部統制・コンプライアンス室長 山崎
本部事務局総務企画部長 塚本
電話：045-651-1229 (代表)